

# ライフタイム・カレンシー

マニユライフ生命の外貨建定額個人年金保険 | Lifetime Currency

ご契約の検討・お申し込みの際は、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款

設計書

## 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「ライフタイム・カレンシー」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ライフタイム・カレンシー」は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「ライフタイム・カレンシー」の引受保険会社であるマニユライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

## くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

## 公的年金制度 (老齢年金制度) のご案内

公的年金制度に加入している方は、一定の年齢になった場合に、老齢年金を受取れます。将来受取り可能な年金の見込み額を把握したうえで、不足する資金を計画的に準備しましょう。



生命保険協会ホームページ お客さま向けご案内チラシ  
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>

(お問い合わせ、ご照会)  
募集代理店



株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 等を除く)  
<https://www.bk.mufg.jp>

(契約後のご照会)  
引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

投資型商品カスタマーセンター 0120-925-008

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
 東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

## 契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要／注意喚起情報)



### 契約前に十分にお読みください。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、お申し込みの際の重要な事項を、右記の書面に分類してご説明しています。

契約概要

注意喚起情報

契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。



**この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

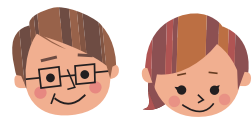
- 解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。
- 契約通貨建てで最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建てでは元本割れする可能性があります。

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

引受保険会社

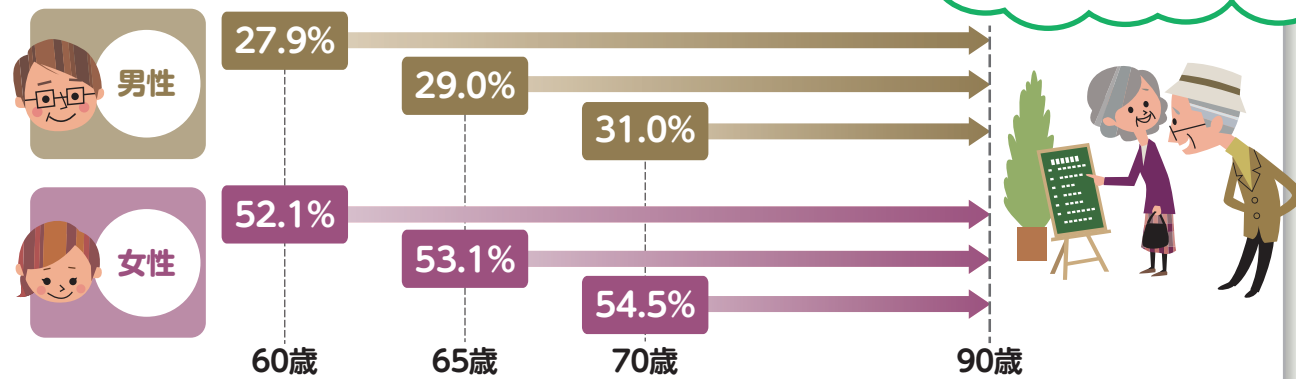
Manulife  
マニユライフ生命



# ゆとりあるセカンドライフへの備えは万全ですか？

## セカンドライフを楽しむ時間は長いようです。

60歳・65歳・70歳の方が90歳まで生存する確率



[出典]厚生労働省「令和5年簡易生命表」

60歳の男性では約3割の方が、女性では約5割の方が90歳まで長生きしています。

## 公的年金だけで、「ゆとりあるセカンドライフ」を送れるでしょうか？

「ゆとりあるセカンドライフ」を送るための必要な金額



「ゆとりあるセカンドライフ」を過ごすために準備していますか？

実際に受け取る公的年金との差額は？

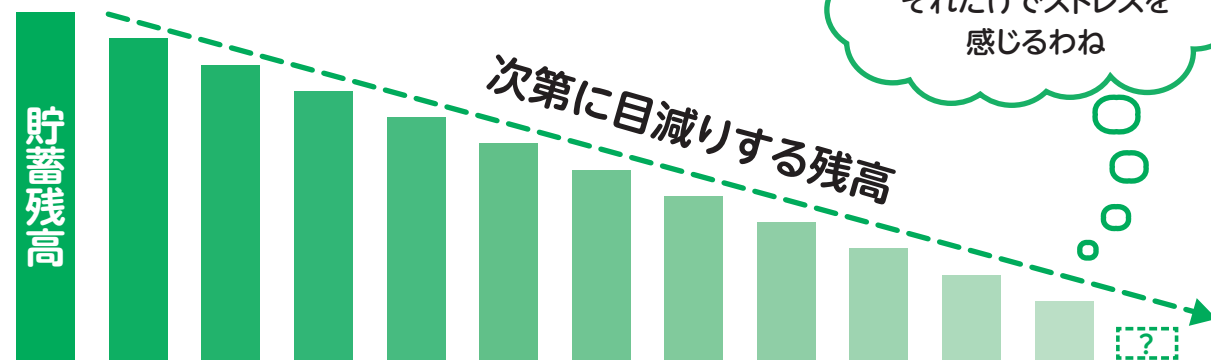


\*サンプルごとに合計した値の平均値  
[出典](公財)生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」

[出典]厚生労働省ホームページ「令和6年度の年金額改定についてお知らせします」(サラリーマン世帯(専業主婦)の厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準)  
※万円単位・千円未満切り捨てで表示。

## セカンドライフは、「何年続く」のか「いくらか かる」のかわかりません。

### 貯蓄を取り崩していくイメージ



公的年金を受け取っているけれど、退職金や預貯金を取り崩していけないと、お金が足りないかもしれません。「このまま長生きしたら、いつのまにかお金がなくなってしまうのでは?」と、貯蓄が枯渇してしまうことへの漠然とした不安がつきまといます。

通帳の残高が減っていくと、それだけでストレスを感じるわね



### 年金を受け取っていくイメージ



終身年金で年金を受け取っていくと、定期的なお金が継続的に入ってくるので、お金の管理がしやすくなります。一生涯、年金を受け取れるので、資金が底をついてしまう心配が軽減されます。

これなら安心して使えるわ



「取り崩していく不安」から「安心できるしくみ」へ  
「もうひとつのお財布=終身年金」が、ゆとりあるセカンドライフを支えます。

もうひとつのお財布  
終身年金



# 契約通貨建ての年金を一生受け取れます。

契約通貨  
米ドル 豪ドル

保険料の払込通貨  
円 米ドル 豪ドル ニュージーランドドル ユーロ

据置期間  
0年～5年  
(1年単位)

※保険料を契約通貨と異なる通貨でもお払い込みいただけます。

## 年金の合計額は、年金原資(契約通貨建て)の100%・110%・130%のいずれかを最低保証

- 年金額は、年金原資に年金額算出率を乗じて計算されます。
- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金の合計額が保証金額(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額)に達するまで、年金受取人に年金をお支払いします。
- 年金受取人が万一の場合、年金の合計額が保証金額に達するまで、年金受取人の法定相続人(後継年金受取人を指定している場合は後継年金受取人)に年金をお支払いします。

## 年金の受取は、最短で契約日の2ヵ月経過後から

- 据置期間0年を選択した場合、契約日を年金支払開始日として、その日を含めて2ヵ月経過後の翌日に第1回の年金をお支払いします。
- 円支払特約A型を付加いただくことで、契約通貨建ての年金を円で受け取ることもできます。

### 適用される為替レート

 米ドル	TTM-1銭	 豪ドル	TTM-3銭
---	--------	---	--------

※2025年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

参照 くわしくは、P.13「4.年金のお支払い」(契約概要)をご覧ください。

## 【契約例】

### 前提条件

- 契約通貨：米ドル
- 据置期間：0年
- 年金支払総額保証
- 年金額算出率：5.59%
- 一時払保険料：100,000米ドル
- 積立利率：年2.89%
- 割合：100%

### イメージ図

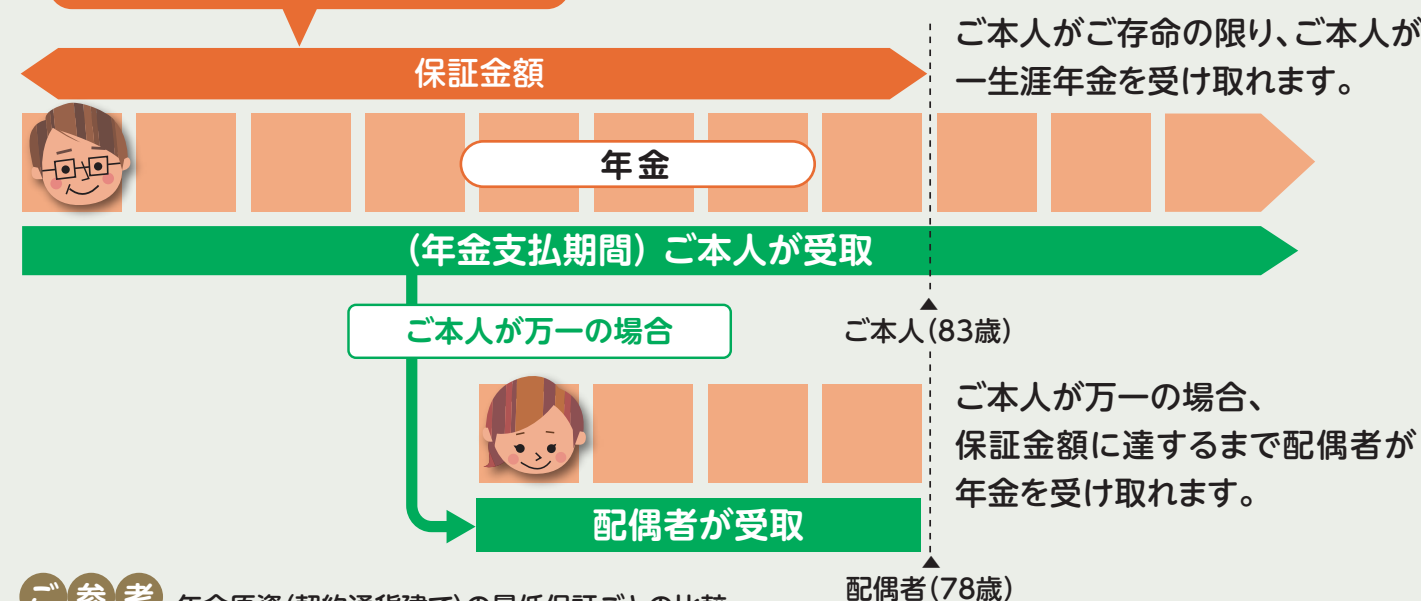


### 契約形態

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人
 ご本人 (65歳)	 ご本人 (65歳)	 ご本人 (65歳)	 配偶者 (60歳)

年金原資の100%最低保証  
100,620 米ドル

保証金額100,620米ドル =  
年金額5,590米ドル × 年金支払最低期間\*2 18年



### ご参考 年金原資(契約通貨建て)の最低保証ごとの比較

	100%最低保証	110%最低保証	130%最低保証
年金額算出率	5.59%	5.40%	5.05%
年金額	5,590米ドル	5,400米ドル	5,050米ドル
年金支払最低期間	18年	21年	26年
保証金額	100,620米ドル	113,400米ドル	131,300米ドル
年金原資の100%に到達する年数	18年	19年	20年

※据置期間0年を選択した場合、解約・一部解約のお取り扱いはありません。また、死亡給付金のお支払いもありません。

※年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いはありません。

※保証金額に達するまで年金をお支払いした後、被保険者が死亡された場合、それ以後の年金のお支払いはありません。

※図は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。



● 年金の合計額として年金原資(契約通貨建て)の100%・110%・130%が最低保証されるのは、保証金額に達するまで年金をお支払いした場合です。ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。

● 年金の合計額は、契約通貨建てで最低保証されています。そのため、年金の支払総額を円に換算した場合、為替レートによっては保証金額の円換算額や、お払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。

参照 この保険にかかるリスクや費用については、P.28「この保険にはリスクがあります。」(注意喚起情報)、P.26～27「この保険にかかる費用」(注意喚起情報)をご覧ください。

# 年金受取の活用例

 この活用例は、P.3~4をご確認後にご覧ください。





前提条件 ● 契約通貨:米ドル ● 一時払保険料:100,000米ドル ● 据置期間:0年 ● 積立利率:年2.89% ● 年金支払総額保証割合:100%

## 夫婦リレープラン

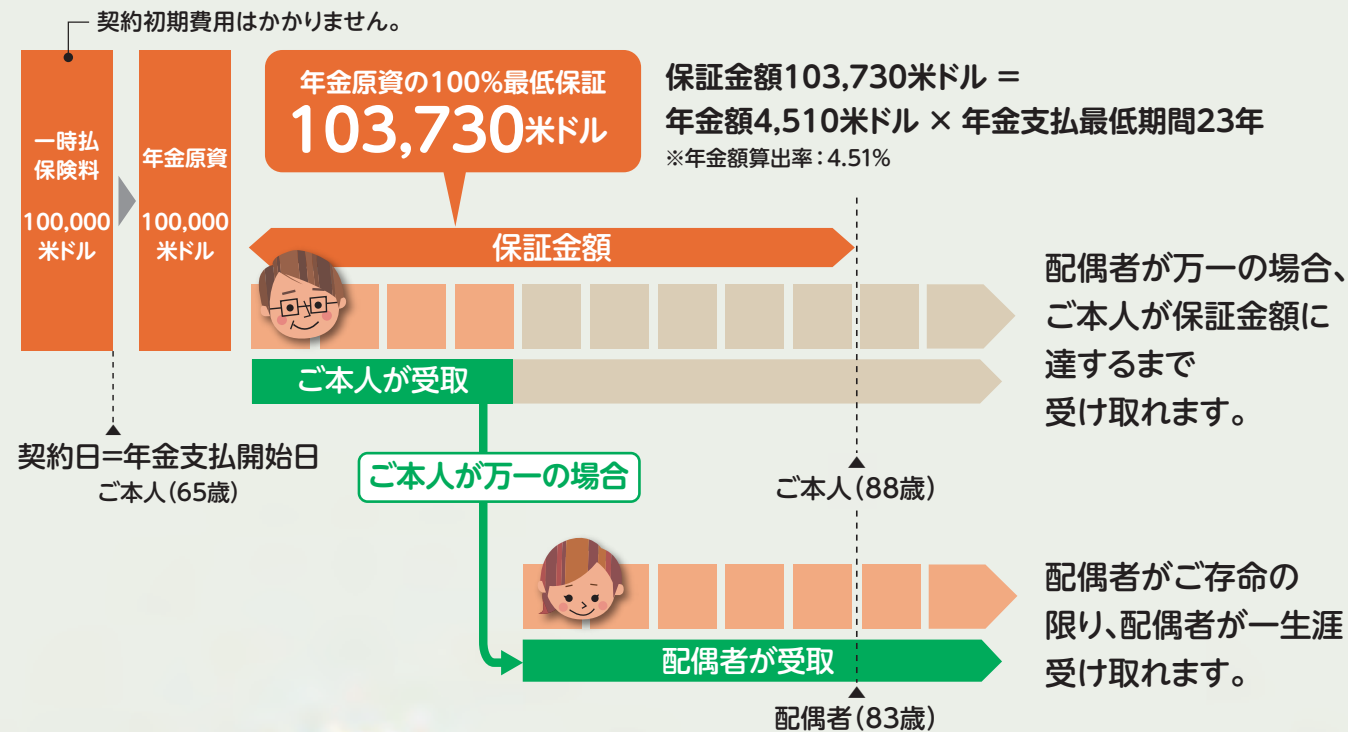
ご自分のために使いながら、  
配偶者の一生涯の年金を確保する



### 契約形態

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人
 ご本人 (65歳)	 配偶者 (60歳)	 ご本人 (65歳)	 配偶者 (60歳)

### イメージ図







## 三世代リレープラン

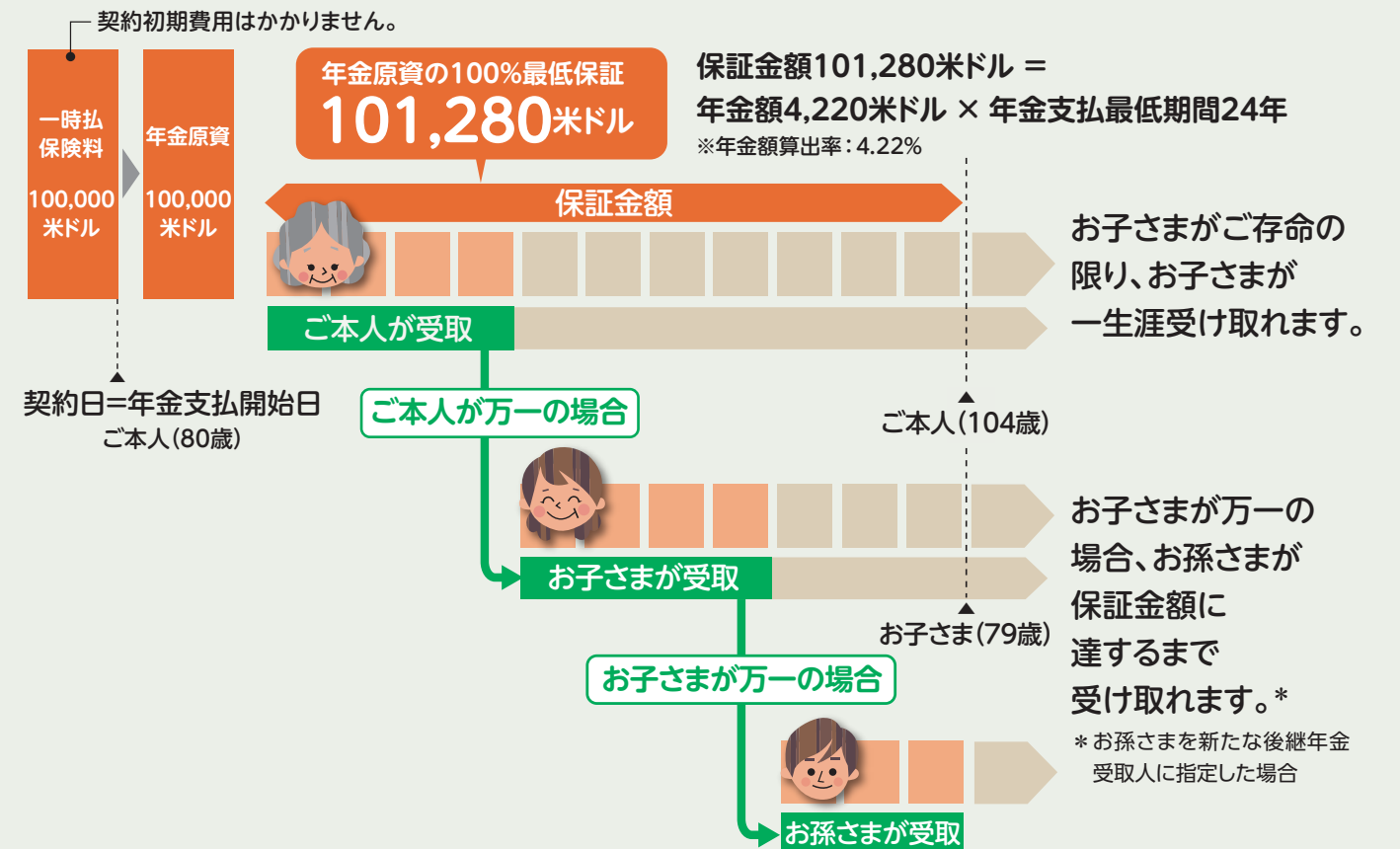
ご自分のために使いながら、  
お子さまやお孫さまにつなぐ資金を準備する



### 契約形態

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人
 ご本人 (80歳)	 お子さま (55歳)	 ご本人 (80歳)	 お子さま (55歳)

### イメージ図



※図は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

参照 税務のお取り扱いについては、P.33「10.税務のお取り扱い」(注意喚起情報)をご覧ください。



# ○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

## INDEX

	ページ
1 引受保険会社	P.8
2 この保険の特徴としくみ	P.8
3 付加いただける主な特約	P.11
4 年金のお支払い	P.13
5 被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容	P.17
6 解約返戻金	P.18
7 引受条件	P.21
8 契約者配当金	P.23
9 諸費用	P.23

## 1 引受保険会社

商 号： マニユライフ生命保険株式会社

本 社 所 在 地： 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

連 絡 先： 投資型商品カスタマーセンター TEL **0120-925-008**

ホームページ： [www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

## 2 この保険の特徴としくみ

- この保険の名称(正式名称)は、外貨建定額個人年金保険です。
- この保険では、契約時に年金支払総額保証付終身年金特約が付加されています。契約時に年金支払総額保証割合100%・110%・130%のいずれかを選択いただきます。  
※契約後にこの特約のみを解約することはできません。また、契約時に選択いただいた年金支払総額保証割合を変更することもできません。
- この保険は、契約時に払い込みいただいた一時払保険料を積立金として、選択された通貨(契約通貨)に応じた積立利率で運用し、年金原資(年金支払開始日前日の積立金額)および契約日に設定されている年金額算出率に基づき、一生涯にわたって年金(年金支払総額保証付終身年金)をお支払いする生命保険です。なお、年金額算出率とは、年金額を計算する際に用いる率のことをいいます。
- 契約時に即時払年金特則を付加(据置期間0年を選択)することにより、契約日を年金支払開始日とし、第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とすることができます。この場合の年金原資は、一時払保険料相当額となります。  
※契約後にこの特則のみを解約することはできません。
- この保険にかかる一時払保険料・年金・死亡給付金等の金銭の授受は、契約通貨で行います。契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。  
※契約後に契約通貨を変更することはできません。

次のページへ続く →

- 積立利率は、マニュアルライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回（1日と16日）設定され、契約日に設定されている積立利率が据置期間および年金支払期間を通じて適用されます。契約通貨により、設定される積立利率は異なります。  
 ※積立利率は、年0.05%が最低保証されます。  
 ※指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

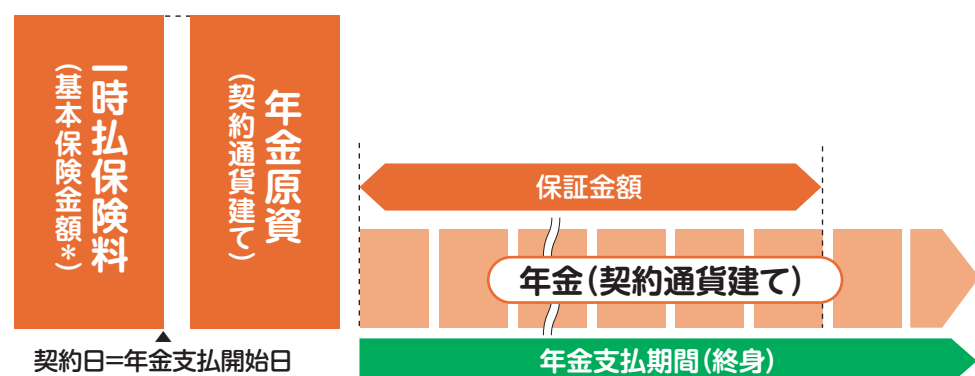
契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR*)
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

\* SOFR(ソファ)：「Secured Overnight Financing Rate」の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。

※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

- **積立利率は、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用である保険関係費をあらかじめ差し引いて設定されます。**
- 年金額算出率は、積立利率等に基づき、原則として毎月2回（1日と16日）設定され、契約日に設定されている年金額算出率が適用されます。契約通貨および被保険者の性別・年金支払開始年齢・年金支払総額保証割合により、設定される年金額算出率は異なります。
- 解約控除期間中は、法人から個人への契約者変更ができません。

【イメージ図】（「年金支払総額保証付終身年金特約に即時払年金特則」を付加した場合）



\* 基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

  
**この保険には  
 リスクがあります。**

■ 為替リスクについて

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

■ 解約、一部解約および年金の一括支払のリスクについて

この保険は、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます（市場価格調整）。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、**「解約返戻金額\*」または「年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額\*」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

\*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

※くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

### ○ 保険料の払込通貨に関する特約

- ・ 保険料円入金特約A型 ・ 保険料米ドル入金特約A型 ・ 保険料ユーロ入金特約A型
- ・ 保険料豪ドル入金特約A型 ・ 保険料ニュージーランドドル入金特約A型

- 保険料を契約通貨と異なる通貨(円・米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル)でお払い込みいただける特約です。この場合、契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた保険料相当額を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて契約通貨建ての保険料(基本保険金額)を計算します。

**参照** くわしくは、P.26～27「この保険にかかる費用」(注意喚起情報)をご覧ください。

※これらの特約を重複して付加することはできません。

対象	換算基準日
保険料	マニライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領した日

### ○ 年金支払総額保証付終身年金特約

- 年金の種類を年金支払総額保証付終身年金にする特約です。
- **この保険では、契約時に付加されています。**契約後に、この特約のみを解約することはできません。

年金支払総額保証割合*1	100%・110%・130%
保証金額*2	年金額 × { 年金支払総額保証割合(100%・110%・130%) ÷ 年金額算出率 } *3

\*1 契約時に選択いただいた年金支払総額保証割合を変更することはできません。

\*2 保証金額は、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のことです。

\*3 計算された数値は、年金の合計額が保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数第1位以下を切り上げます。

- 契約時に即時払年金特則を付加することにより、契約日を年金支払開始日とすることができます(据置期間0年)。この場合、第1回の年金は、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日にお支払いします。また、第2回以後の年金のお支払いは、毎年の契約応当日となります。



- 年金の合計額として保証金額を契約通貨建てで保証するのは、保証金額に達するまで年金をお支払いした場合です。  
ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、**解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。**
- 年金の合計額は、契約通貨建てで最低保証されています。そのため、年金の支払総額を円に換算した場合、**為替レートによっては保証金額の円換算額や、お払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。**
- 外貨でお支払いする年金に源泉徴収税が発生する場合、その税額を年金額から差し引くため、お受け取りになる年金の合計額が、保証金額を下回ることがあります。

### ○ 円支払特約A型

- 年金・死亡給付金等を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レート\*1を用いて円でお支払いする特約です。

\*1 お支払いの対象が年金・死亡給付金の場合と解約返戻金の場合で円換算の金額を計算するために用いる為替レートが異なります。

**参照** くわしくは、P.26～27「この保険にかかる費用」(注意喚起情報)をご覧ください。

- 契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際は死亡給付金受取人)のお申し出により、この特約を付加または解約することができます。

※年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合、年金は、次に到来する年金支払日から円でお支払いします。ただし、据置期間が0年のときで、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月以内にこの特約を付加した場合は、第1回の年金を円でお支払いします。

※年金支払開始日以後にこの特約を解約する場合、年金は、次に到来する年金支払日から契約通貨でお支払いします。ただし、据置期間が0年のときで、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月以内にこの特約を解約した場合は、第1回の年金を契約通貨でお支払いします。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*2
死亡給付金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日*3」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日*4」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日」のいずれか遅い日

\*2 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

\*3 据置期間が0年の場合、第1回の年金については、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日となります。

\*4 据置期間が0年の場合、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日となります。

※この特約を付加して年金等を円で受け取る場合、換算基準日における為替相場により円に換算した年金の合計額等が、契約時の為替相場により一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。



### ○ 年金の種類

名称	内容	支払金額	受取人
年金支払総額保証付 終身年金	一生涯にわたって年金をお支払いします。 年金支払期間は終身です。	年金額	年金受取人

※据置期間が0年の場合は、契約日を年金支払開始日として、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日に第1回の年金をお支払いします。この場合、第1回の年金にマニユライフ生命の定める利率(契約日に設定されている積立利率とは異なります)で計算した利息をつけてお支払いします。



- 年金は、年金支払日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。  
※据置期間が0年の場合、第1回の年金は、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日から5営業日以内にお受け取りいただけます。
- **年金のご請求には、お手続きが必要です。**年金支払開始日の2ヵ月前頃にマニユライフ生命からお手続きの書類を郵送しますので、年金支払開始日の前営業日までにご請求ください。  
※据置期間が0年の場合は、ご契約のお申し込み時にお手続きいただけます。

### ○ 年金額の計算方法

- 年金額は次の算式により計算されます。

$$\text{年金額} = \text{年金原資}^{*1} \times \text{年金額算出率}^{*2}$$

\*1 据置期間が0年の場合は、一時払保険料相当額となります。

\*2 契約日に設定されている年金額算出率が適用されます。

### ○ 年金の分割支払

- 年金受取人は、年金の分割支払を請求することができます。

支払回数*	年2回、年3回、年4回
最低年金額	1,000米ドルまたは1,000豪ドル

\* 年金受取人にお申し出いただけます。なお、据置期間0年の場合には、第1回の年金について分割支払のお取り扱いはありません。第2回以後の年金のお支払いからお取り扱いします。

### ○ 年金の一括支払

- 年金支払開始日以後に、将来の年金のお支払いにかえて、支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金)の一括支払を請求することができます。**年金の一括支払による支払金額は、年金の一括支払の請求受付日(マニユライフ生命が年金の一括支払の請求書類を受け付けた日\*)における支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。**

$$\begin{aligned} \text{年金の一括支払による支払金額} &= \text{支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{支払保証部分の現価} \times \text{解約控除率} \end{aligned}$$

\*書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

- 年金の一括支払を行った場合で、支払保証部分の最後の年金支払日後の年金支払日に被保険者が生存しているときは、継続して年金をお支払いします。年金の一括支払を行った後、被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。
- 据置期間が0年の場合の年金の一括支払は、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日からのお取り扱いとなります。

※年金支払開始日または年金支払日に年金を一括でお支払いする場合は、次の合計額となります。

- ① 年金支払開始日または年金支払日にお支払いする年金額
- ② 上記①の年金額をお支払いした後の年金の一括支払による支払金額

### ○ 市場価格調整率

- 運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨および据置期間に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \text{年金の一括支払の請求受付日の市場価格調整用利率}^{*2} + \text{会社の定める調整率}^{*3}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

\*1 契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。

\*2 年金の一括支払の請求受付日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。

\*3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率です。

\*4 残存月数は、「[年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日から支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度の末日までの月数] ÷ 2 - [年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日からその日を含めて年金の一括支払の請求受付日までの経過月数(月数未満切り捨て) ]」となります。



**ご参考** 年金の一括支払をされた場合の市場価格調整率の例

**前提条件**

- 据置期間：5年 ● 契約日の積立利率：年3.00%
- 契約日の市場価格調整用利率：年3.50%
- 年金の一括支払時の市場価格調整用利率：年3.50%
- 会社の定める調整率：0.10%
- 年金額算出率：5.08% ● 年金支払総額保証割合：110%

契約日からの 経過年数*	6年	7年	8年	9年	10年
市場価格 調整率	99.00%	99.05%	99.10%	99.15%	99.20%

\* 契約日からの経過年数は、契約日から毎年の年金支払日(契約応当日)の前日までの期間とします。  
 ※ 例示の市場価格調整率は、毎年の年金支払日の前日を年金の一括支払の請求受付日とした場合の率です。

**○ 解約控除**

- 年金の一括支払時に、契約日からの経過年数に応じて、年金の一括支払の請求受付日(マニユライフ生命が年金の一括支払の請求書類を受け付けた日\*)における支払保証部分の現価に、7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

\* 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

**参照** くわしくは、P.18 [6.解約返戻金]をご覧ください。

**ご参考** 契約日からの経過年数5年\*で年金の一括支払を行った場合の例

\* 経過年数5年とは、契約日から5年が経過した契約応当日の前日時点を表しています。

**前提条件**

- 契約通貨：豪ドル ● 被保険者年齢・性別：60歳・男性 ● 一時払保険料：100,000.00豪ドル
- 契約日の積立利率：年3.00% ● 契約日の市場価格調整用利率：年3.50%
- 年金の一括支払時の市場価格調整用利率：年4.50%
- 会社の定める調整率：0.10% ● 年金支払総額保証割合：130%
- 据置期間：1年 ● 年金支払開始年齢：61歳

年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた年金の合計額	91,547.55豪ドル
保証金額	135,999.00豪ドル
一時払保険料	100,000.00豪ドル

上記の例の場合、年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額が91,547.55豪ドルとなるため、保証金額(135,999.00豪ドル)や一時払保険料(100,000.00豪ドル)を下回ります。



年金の一括支払を行った場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させる(市場価格調整)ため、年金の一括支払による支払金額は増減することがあります(年金の一括支払時の市場価格調整用利率が契約時と比較して高くなった場合には、年金の一括支払による支払金額は減少することがあります)。また、支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。

したがって、**年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額\*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

\* 一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

**○ 指定代理請求人について**

- 年金受取人が被保険者の場合、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

**○ 後継年金受取人について**

- 契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

## 5 被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容

### 年金支払開始日前

- 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金をお支払いします。

名称	内容	支払金額	受取人
死亡給付金	年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いします。	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額・基本保険金額・解約返戻金額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人

※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。



- 据置期間0年を選択した場合、死亡給付金のお支払いはありません。
- 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合や、契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等は、死亡給付金等をお支払いしません。

**参照** くわしくは、P.31「5.死亡給付金等をお支払いできない場合」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

**参照** 死亡給付金の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。

### 年金支払開始日以後

- 被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金を年金受取人\*にお支払いします。

\*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されているときは後継年金受取人)にお支払いします。

名称	内容	支払金額	受取人
年金支払総額保証付終身年金	年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合、すでに支払事由の生じた年金の合計額が保証金額に達するまでお支払いします。	年金額	年金受取人



- この保険は、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いがありません。
- ただし、年金受取人\*は、支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金)の一括支払を請求することができます。なお、年金の一括支払を行った場合、市場価格調整が適用されます。また、支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。

\*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されているときは後継年金受取人)にお支払いします。

**参照** くわしくは、P.13「4.年金のお支払い」をご覧ください。

## 6 解約返戻金

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。一部解約後の基本保険金額が契約通貨ごとに下表の金額を下回る場合、一部解約をお取り扱いできません。

契約通貨	金額
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル



据置期間0年を選択した場合、ご契約の解約・一部解約のお取り扱いはありません。

- ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \frac{\text{積立金額} - \text{一部解約金額}^{*1}}{\text{積立金額}}$$

\*1 一部解約金額は、市場価格調整・解約控除を適用する前の金額です。

- 解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日<sup>\*2</sup>)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

$$\text{解約控除額} = \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{解約控除率}$$

\*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

### 市場価格調整率

- 運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨および据置期間に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \frac{\text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の市場価格調整用利率}^{*2}}{\text{会社の定める調整率}^{*3}}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

\*1 契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。

\*2 解約計算基準日・一部解約計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。

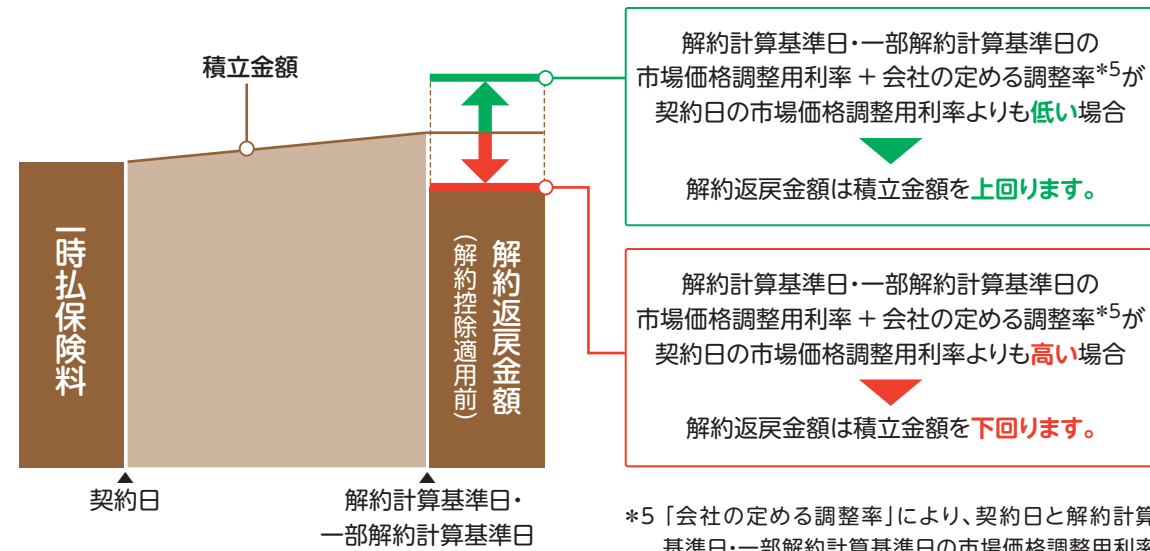
\*3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率です。

\*4 残存月数は、「[解約計算基準日・一部解約計算基準日からその日を含めて据置期間の満了日までの月数(月数未満切り上げ)] + [(年金支払開始日から支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度の末日までの月数) - 12] ÷ 2」となります。

次のページへ続く



【イメージ図】市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ(解約控除適用前)



\*5 「会社の定める調整率」により、契約日と解約計算基準日・一部解約計算基準日の市場価格調整用利率が同じ場合であっても解約返戻金額は積立金額を下回ります。なお、この場合、契約日からの経過年数が短い(残存月数が長い)ほど解約返戻金は大きく減少します。

ご参考 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

ご契約を解約した場合の市場価格調整率の例

前提条件

- 据置期間：5年 ●契約日の積立利率：年3.00%
- 契約日の市場価格調整用利率：年3.50%
- 解約計算基準日の市場価格調整用利率：年3.50%
- 会社の定める調整率：0.10%
- 年金額算出率：5.08% ●年金支払総額保証割合：110%

契約日からの経過年数*	1年	2年	3年	4年	5年
市場価格調整率	98.56%	98.66%	98.76%	98.86%	98.95%

\*契約日からの経過年数は、契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。  
 ※例示の市場価格調整率は、毎年の年金支払日の前日を解約計算基準日・一部解約計算基準日とした場合の率です。

○ 解約控除

- 解約・一部解約時に、契約日からの経過年数に応じて、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日<sup>\*1</sup>)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。また、年金の一括支払時に、契約日からの経過年数に応じて、年金の一括支払の請求受付日(マニユライフ生命が年金の一括支払の請求書類を受け付けた日<sup>\*1</sup>)における支払保証部分の現価に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

契約日からの経過年数	1年以内 <sup>*2</sup>	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	
契約日からの経過年数	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内	
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	
契約日からの経過年数	10年超					
解約控除率	0.0%					

\*1 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日  
 \*2 1年以内とは、契約日から1年後の契約応当日の前日までを指します。



ご契約を解約した場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させる(市場価格調整)ため、解約返戻金額は増減することがあります(解約時の市場価格調整用利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。  
 したがって、**解約返戻金額\*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

\*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

参照 解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。

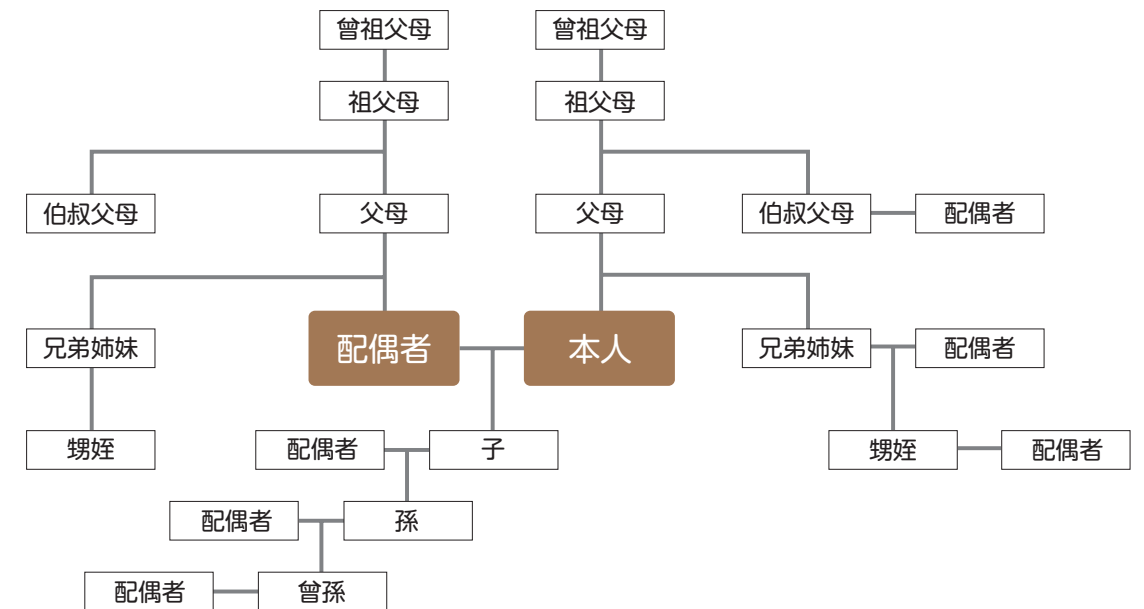
## 7 引受条件

最低保険料と最高保険料	<table border="1"> <tr> <th>契約通貨</th> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> </tr> <tr> <td>最低保険料</td> <td>20,000米ドル</td> <td>20,000豪ドル</td> </tr> <tr> <td>最高保険料</td> <td colspan="2">5億円相当額*</td> </tr> </table>	契約通貨	米ドル	豪ドル	最低保険料	20,000米ドル	20,000豪ドル	最高保険料	5億円相当額*																
	契約通貨	米ドル	豪ドル																						
最低保険料	20,000米ドル	20,000豪ドル																							
最高保険料	5億円相当額*																								
<p>*同一被保険者で、マニユライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約の契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。</p> <p>※同一の契約通貨における年金額を通算し、同一被保険者について、年金額が300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取り扱いはできません。</p>																									
保険料の払込通貨の取扱単位	<table border="1"> <tr> <th>保険料の払込通貨</th> <th>円</th> <th>米ドル</th> <th>ユーロ</th> <th>豪ドル</th> <th>ニュージーランドドル</th> </tr> <tr> <td>取扱単位</td> <td>10,000円</td> <td>100米ドル</td> <td>100ユーロ</td> <td>100豪ドル</td> <td>100ニュージーランドドル</td> </tr> </table> <p>※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。</p>	保険料の払込通貨	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル	取扱単位	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル												
保険料の払込通貨	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル																				
取扱単位	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル																				
保険料の払込方法	<p>一時払のみ</p> <p>※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。</p>																								
年金の種類	年金支払総額保証付終身年金																								
年金支払総額保証割合	100%・110%・130%																								
保険期間	<table border="1"> <tr> <th>据置期間</th> <th>年金支払期間</th> </tr> <tr> <td>0年～5年(1年単位)</td> <td>終身</td> </tr> </table> <p>※契約時に選択された据置期間の変更はできません。</p>	据置期間	年金支払期間	0年～5年(1年単位)	終身																				
据置期間	年金支払期間																								
0年～5年(1年単位)	終身																								
被保険者の契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢	<table border="1"> <tr> <th>据置期間</th> <th>0年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> </tr> <tr> <td>契約年齢</td> <td colspan="3">55歳～85歳</td> </tr> <tr> <td>年金支払開始年齢</td> <td>55歳～85歳</td> <td>56歳～86歳</td> <td>57歳～87歳</td> </tr> <tr> <th>据置期間</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> </tr> <tr> <td>契約年齢</td> <td colspan="3">55歳～85歳</td> </tr> <tr> <td>年金支払開始年齢</td> <td>58歳～88歳</td> <td>59歳～89歳</td> <td>60歳～90歳</td> </tr> </table> <p>※年金支払開始年齢は、被保険者の契約年齢に据置期間を加算した年齢です。</p>	据置期間	0年	1年	2年	契約年齢	55歳～85歳			年金支払開始年齢	55歳～85歳	56歳～86歳	57歳～87歳	据置期間	3年	4年	5年	契約年齢	55歳～85歳			年金支払開始年齢	58歳～88歳	59歳～89歳	60歳～90歳
据置期間	0年	1年	2年																						
契約年齢	55歳～85歳																								
年金支払開始年齢	55歳～85歳	56歳～86歳	57歳～87歳																						
据置期間	3年	4年	5年																						
契約年齢	55歳～85歳																								
年金支払開始年齢	58歳～88歳	59歳～89歳	60歳～90歳																						
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族																								
年金受取人	<p>契約者または被保険者</p> <p>※据置期間が0年の場合、お申し込みの際の年金受取人は契約者に限ります。</p>																								

後継年金受取人	年金受取人の配偶者または3親等内の親族
告知	告知いただく事項はありません。
保障の責任開始期	マニユライフ生命がご契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」にて契約内容を必ずご確認ください。
- お申し込みから契約日までの間に積立利率および年金額算出率が変わった場合、変更後の積立利率および年金額算出率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。
- 契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨または年金支払開始年齢によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

### ご参考 3親等内の親族とは





## 8 契約者配当金

- 契約者配当金はありません。

## 9 諸費用

- この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および契約日から10年以内の年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

**参照** くわしくは、P.26～27「この保険にかかる費用」(注意喚起情報)をご覧ください。

# □ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」、「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

## INDEX

	ページ
この保険にかかる費用	P.26
この保険にはリスクがあります。	P.28
<b>1</b> この商品は生命保険です。	P.29
<b>2</b> クーリング・オフ (お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度	P.29
<b>3</b> 告知義務	P.30
<b>4</b> 保障の責任開始期	P.31
<b>5</b> 死亡給付金等をお支払いできない場合	P.31
<b>6</b> 解約・一部解約	P.32
<b>7</b> 年金の一括支払	P.32
<b>8</b> 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.32
<b>9</b> 現在のご契約を解約・減額することを前提に 新たにご契約のお申し込みを行った場合、 不利益となる事項があります。	P.32
<b>10</b> 税務のお取り扱い	P.33
<b>11</b> 死亡給付金・年金のお支払いに関する手続き等	P.37
<b>12</b> 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口	P.38

## この保険にかかる費用

### 保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

### 解約・一部解約時および年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時および契約日から10年以内の年金の一括支払時に契約日からの経過年数等に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	解約に相当する部分の積立金額 <sup>*1</sup> に、経過年数に応じて7.0%~2.5%の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日 <sup>*2</sup> に、解約に相当する部分の積立金額 <sup>*1</sup> に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。

\*1 年金の一括支払の場合は、支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金)の現価とします。

\*2 年金の一括支払の場合は、年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日とします。

**参照** 解約控除に関するくわしい内容については、P.18「6.解約返戻金」(契約概要)および「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご覧ください。

次のページへ続く 



## 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお支払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。
- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①～③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、④の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートをを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
  - ①「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお支払い込みいただく場合
  - ②「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
  - ③「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
  - ④「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお支払い込みいただく場合

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の 為替レート	契約通貨の TTM - 1銭	契約通貨の TTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「保険料米ドル入金特約A型」等の 為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

※2025年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

### ■ 為替リスクについて

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお支払いいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



この保険には  
リスクがあります。

### ■ 解約、一部解約および年金の一括支払のリスクについて

この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、「**解約返戻金額\***」または「**年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額\***」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

\*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

## 1 この商品は生命保険です。

- この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

## 2 クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度

- 生命保険契約は長期にわたるご契約のため、ご契約に際しては十分に内容をご確認ください。
- **申込者または契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。**これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- クーリング・オフのお申し出をされた場合、お払い込みいただいた金額を、マニライフ生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨でお返しします。  
したがって、保険料円入金特約A型の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返しする通貨が異なります(保険料円入金特約A型を付加しない場合は、外貨でお返しします)。

	保険料のお払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
保険料円入金特約A型を付加する場合	円*1	円*3
保険料円入金特約A型を付加しない場合	外貨*2	<b>外貨*4</b>

- \*1 保険料円入金特約A型の付加により所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
- \*2 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座からマニライフ生命が指定する口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
- \*3 円でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。
- \*4 外貨でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返すため、当初の資金が円の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、次の①～④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**
  - ① 円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
  - ② 外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
  - ③ 送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
  - ④ 為替差損(益)

### クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ\*1、マニライフ生命の本社宛てに書面\*2によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]\*3
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

- \*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。
- \*2 お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。
- \*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。  
口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

#### 記入例

マニライフ生命保険株式会社 御中  
私は契約の申し込みの撤回を行います。  
契約者 ○○○○  
申込番号 XXXXXXXXXXXX(11桁)  
返金先口座 ○○銀行○○支店  
普通 △△△△△△△△ 口座名義人 ○○○○  
申出日 △年△月△日  
住所 東京都○○区○○町△△△△  
氏名 ○○○○(自署)

#### 書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2  
東京オペラシティタワー  
マニライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

参照 クーリング・オフは、[マニライフ生命ホームページ](http://www.manulife.co.jp)(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

## 3 告知義務

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マニライフ生命の職員またはマニライフ生命で委託した者が、死亡給付金等のご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等について確認にお伺いすることがあります。

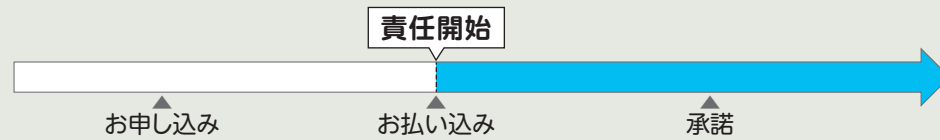


## 4 保障の責任開始期

- マニライフ生命が保険契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時にさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。

### 責任開始の例

- マニライフ生命の**承諾前**にお払い込みがあった場合



- マニライフ生命の**承諾後**にお払い込みがあった場合



- 三菱UFJ銀行の担当者(外貨建保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

## 5 死亡給付金等をお支払いできない場合

- 次のような場合等には、死亡給付金等はお支払いしません。
  - ・ 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺等の免責事由に該当した場合
  - ・ 保険契約者、死亡給付金受取人がこの保険契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたときや、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大な事由により保険契約が解除された場合
  - ・ 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取り消しとなった場合
  - ・ 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金の請求状況等から判断して、保険契約者が死亡給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合

## 6 解約・一部解約

**参照** 解約・一部解約に関する詳しい内容については、P.18「6.解約返戻金」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

## 7 年金の一括支払

**参照** 年金の一括支払に関する詳しい内容については、P.13「4.年金のお支払い」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

## 8 信用リスクと生命保険契約者保護機構

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL.03-3286-2820**

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]  
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

## 9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります。

- **現在契約中の保険契約を解約・減額するときには、一般的に次の点について契約者にとって不利益となります。**
  - ・ 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
  - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
  - ・ 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺による死亡の場合等、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

## 10 税務のお取り扱い

### 税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。ただし、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取り扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日*3	TTM

\*1 TTMとは対顧客電信売相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

\*2 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただいた場合、一時払保険料は、そのお払い込みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。

\*3 据置期間が0年の場合、第1回の年金については、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日となります。

- 「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金等は下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4
死亡給付金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日*5」または「請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日*6」または「請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日」のいずれか遅い日

\*4 書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日

\*5 据置期間が0年の場合、第1回の年金については、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日となります。

\*6 据置期間が0年の場合、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日となります。

### 契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

### 年金支払開始日前

- 解約・一部解約の場合(差益のある場合)

所得税(一時所得)+住民税

- 被保険者死亡の場合

死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

\* 死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります(相続税法第12条)。法定相続人には相続を放棄した人も含まれます。

### 年金支払開始日以後

- 年金および年金の一括支払

所得税(雑所得)+住民税

※契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

- 被保険者が死亡された場合

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	被保険者死亡時	年金受取時
本人	本人	本人	配偶者	相続税法第24条による年金受給権の評価額に対し相続税*	所得税(雑所得)+住民税
本人	配偶者	配偶者	子	相続税法第24条による年金受給権の評価額に対し贈与税*	
本人	配偶者	配偶者	本人	課税なし	

- 年金受取人が死亡された場合

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	年金受取人死亡時	年金受取時
本人	配偶者	本人	配偶者	相続税法第24条による年金受給権の評価額に対し相続税*	所得税(雑所得)+住民税

\* 円支払特約A型が付加されている場合、被保険者または年金受取人の死亡日の円支払特約A型の換算レートで円に換算します。円支払特約A型が付加されていない場合、被保険者または年金受取人の死亡日のTTBで円に換算します。

**⚠ 外貨でお支払いする年金に源泉徴収税が発生する場合、その税額を年金額から差し引くため、お受け取りになる年金の合計額が、保証金額を下回ることがあります。**

次のページへ続く ➡

ご参考

1 年金の雑所得について

$$\begin{aligned} \text{雑所得} &= \text{その年に支払を受ける年金の額}^{*1} - \text{必要経費} \\ \text{必要経費} &= \text{その年に支払を受ける年金の額}^{*1} \times \text{必要経費割合} \\ \text{必要経費割合} &= \frac{\text{既払込保険料総額}^{*2}}{\text{年金年額} \times \left( \text{余命年数}^{*3} \text{と保証金額が支払われる期間の} \right. \\ &\quad \left. \text{いずれか長い年数} \right)} \end{aligned}$$

(小数第3位以下切り上げ)

- \*必要経費割合は、年金支払開始時に確定します。
- \*1 円支払特約A型を付加しないときは、年金支払日のTTMにより円に換算した金額となります。
- \*2 据置期間中に一部解約を行っている場合には、一時払保険料から据置期間中に受け取った一部解約返戻金にかかる必要経費の累計額を差し引いた金額。
- \*3 所得税法上の余命年数で計算します。

年金原資の100%最低保証の場合の契約例

- 契約者・被保険者・年金受取人は同一人 ● 契約年齢・性別：70歳・男性
- 契約通貨：米ドル ● 据置期間：0年 ● 保険料払込額：1,000万円
- 一時払保険料：90,910米ドル
- 一時払保険料払込時の為替レート(TTM)：1米ドル=109.5円
- 年金支払開始年齢：70歳 ● 積立利率：年1.40% ● 年金原資：90,910米ドル
- 年金額算出率：5.00% ● 年金額：4,546米ドル
- 年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日の為替レート(TTM)：1米ドル=112円
- 年金支払総額保証割合：100% ● 保証金額：90,920米ドル
- 保証金額に達するまで年金が支払われる期間：20年

① 必要経費割合を円換算して計算します。(小数第3位以下切り上げ)

$$\frac{10,000,000\text{円}}{(4,546\text{米ドル} \times 1\text{米ドル}112\text{円}) \times 20\text{年}^*} = \frac{10,000,000\text{円}}{10,183,040\text{円}} = 0.99$$

\*余命年数12年と保証金額に達するまで年金が支払われる期間20年のいずれか長い年数

② 必要経費(円ベース)を計算します。

$$\text{必要経費} = (4,546\text{米ドル} \times 1\text{米ドル}112\text{円}) \times 0.99 = 504,060\text{円}$$

③ 雑所得の金額(円ベース)を計算します。

$$\text{雑所得の金額} = 509,152\text{円} - 504,060\text{円} = 5,092\text{円}$$

所得税法の余命年数

年齢(歳)	男性(年)	女性(年)	年齢(歳)	男性(年)	女性(年)	年齢(歳)	男性(年)	女性(年)	年齢(歳)	男性(年)	女性(年)
55	23	27	65	15	18	75	8	11	85	4	5
56	22	26	66	14	18	76	8	10	86	4	5
57	21	25	67	14	17	77	7	9	87	4	4
58	20	25	68	13	16	78	7	9	88	3	4
59	20	24	69	12	15	79	6	8	89	3	4
60	19	23	70	12	14	80	6	8	90	3	3
61	18	22	71	11	14	81	6	7			
62	17	21	72	10	13	82	5	7			
63	17	20	73	10	12	83	5	6			
64	16	19	74	9	11	84	4	6			

所得税法施行令第82条の3別表より抜粋

2 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上のお取り扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

\*年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

3 相続税法第24条 年金受給権の評価について

「年金受給権の評価額」は、次のとおりとなります。

■ 被保険者が死亡した場合：①②のいずれか大きい金額

- ① 年金の一括支払による支払金額
- ② 年金額 × 残存期間に応ずる予定利率の複利年金現価率

■ 年金受取人が死亡した場合：①～③のいずれか大きい金額

- ① 年金の一括支払による支払金額
- ② 年金額 × 残存期間に応ずる予定利率の複利年金現価率
- ③ 年金額 × 平均余命\*に応ずる予定利率の複利年金現価率

\*厚生労働省から公表されている「完全生命表」による平均余命

\*年金受取人と被保険者が別人の場合です。

4 年金所得者の確定申告不要制度

● 年金所得者にとって、確定申告は確定申告手続き自体が負担となることが多いため、2011年の所得税分から「確定申告不要制度」が導入されました。

下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

\*①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。

\*②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済等の契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金等)から必要経費等を差し引いた金額です。

\*この制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります(2015年分以後に限りです)。

\*この制度は2024年12月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

税務上のお取り扱いについては、2024年12月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。

なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。

個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。



## 11 死亡給付金・年金のお支払いに関する手続き等

### □ お支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金・年金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の死亡給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

### □ 年金の代理請求について

- 被保険者が年金受取人の場合で、マニライフ生命の定める年金受取人が年金を請求できない事情があるときは、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定してください(くわしい内容については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご覧ください)。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金の代理請求ができる旨をお伝えください。

## 12 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

### □ マニライフ生命へのお問い合わせ

- 各種お手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、マニライフ生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター

**0120-925-008**

受付時間9:00~17:00  
(土日祝・12/31~1/3は除く)

### □ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

# ご参考 年金額早見表

前提条件 ● 契約通貨：米ドル ● 据置期間：0年 ● 一時払保険料・年金原資：100,000米ドル ● 積立利率：年2.89%

## 年金原資の100%最低保証

契約年齢/ 年金支払 開始年齢	男性				女性			
	年金額 算出率	年金額	年金支払 最低期間	保証金額	年金額 算出率	年金額	年金支払 最低期間	保証金額
55歳	4.70%	4,700米ドル	22年	103,400米ドル	4.22%	4,220米ドル	24年	101,280米ドル
60歳	5.10%	5,100米ドル	20年	102,000米ドル	4.51%	4,510米ドル	23年	103,730米ドル
65歳	5.59%	5,590米ドル	18年	100,620米ドル	4.88%	4,880米ドル	21年	102,480米ドル
70歳	6.13%	6,130米ドル	17年	104,210米ドル	5.37%	5,370米ドル	19年	102,030米ドル
75歳	6.90%	6,900米ドル	15年	103,500米ドル	6.00%	6,000米ドル	17年	102,000米ドル
80歳	7.89%	7,890米ドル	13年	102,570米ドル	6.81%	6,810米ドル	15年	102,150米ドル
85歳	9.19%	9,190米ドル	11年	101,090米ドル	7.84%	7,840米ドル	13年	101,920米ドル

## 年金原資の130%最低保証

契約年齢/ 年金支払 開始年齢	男性				女性			
	年金額 算出率	年金額	年金支払 最低期間	保証金額	年金額 算出率	年金額	年金支払 最低期間	保証金額
55歳	4.49%	4,490米ドル	29年	130,210米ドル	4.13%	4,130米ドル	32年	132,160米ドル
60歳	4.73%	4,730米ドル	28年	132,440米ドル	4.37%	4,370米ドル	30年	131,100米ドル
65歳	5.05%	5,050米ドル	26年	131,300米ドル	4.66%	4,660米ドル	28年	130,480米ドル
70歳	5.42%	5,420米ドル	24年	130,080米ドル	5.00%	5,000米ドル	26年	130,000米ドル
75歳	5.70%	5,700米ドル	23年	131,100米ドル	5.29%	5,290米ドル	25年	132,250米ドル
80歳	5.96%	5,960米ドル	22年	131,120米ドル	5.69%	5,690米ドル	23年	130,870米ドル
85歳	6.21%	6,210米ドル	21年	130,410米ドル	5.96%	5,960米ドル	22年	131,120米ドル

## 年金原資の110%最低保証

契約年齢/ 年金支払 開始年齢	男性				女性			
	年金額 算出率	年金額	年金支払 最低期間	保証金額	年金額 算出率	年金額	年金支払 最低期間	保証金額
55歳	4.65%	4,650米ドル	24年	111,600米ドル	4.19%	4,190米ドル	27年	113,130米ドル
60歳	5.02%	5,020米ドル	22年	110,440米ドル	4.47%	4,470米ドル	25年	111,750米ドル
65歳	5.40%	5,400米ドル	21年	113,400米ドル	4.83%	4,830米ドル	23年	111,090米ドル
70歳	5.93%	5,930米ドル	19年	112,670米ドル	5.28%	5,280米ドル	21年	110,880米ドル
75歳	6.59%	6,590米ドル	17年	112,030米ドル	5.84%	5,840米ドル	19年	110,960米ドル
80歳	7.41%	7,410米ドル	15年	111,150米ドル	6.53%	6,530米ドル	17年	111,010米ドル
85歳	8.09%	8,090米ドル	14年	113,260米ドル	7.39%	7,390米ドル	15年	110,850米ドル

※表は、仮定の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。具体的な数値については設計書をご確認ください。

※年金支払最低期間は年金支払総額保証割合(100%・110%・130%)を年金額算出率で割った期間になります。

※取引にかかる費用や税金は考慮しておりません。



年金の合計額が一時払保険料、年金原資および保証金額に達するまでには長期間を要しますので、長期の運用、長期のお受け取りを前提にこの保険をご検討ください。

## アフターサービス

マイページ

[mypage.manulife.co.jp](http://mypage.manulife.co.jp)

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 年金の一括支払のお申込み
- 住所・電話番号等の変更等、各種手続き
- チャットのご利用 等

ご登録はこちら



投資型商品カスタマーセンター

**0120-925-008**

受付時間9:00~17:00  
(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 積立利率、年金額算出率、「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、「円支払特約A型」の為替レート 等
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等

契約内容のお知らせ

年1回、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)にお知らせします。

- 契約通貨
- 契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 等

## お客様の個人情報の お取扱い

マニライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

## 「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

**→ 参照** くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」、マニライフ生命ホームページの[個人情報保護方針](#)、「[犯罪収益移転防止法](#)」にもとづく取引時確認等に関するお問い合わせをご覧ください。